

川崎市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職業経験が乏しく、技能や資格が十分でないまま生活のために職に就かなければならない状況にある母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的として、事前に指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した者に対して支給する自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(実施主体)

第3条 給付金事業の実施主体は、川崎市とする。

(対象者)

第4条 訓練給付金の対象者は、川崎市在住の母子家庭の母（法第6条第1項に定める配偶者のない女子で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養している者をいう。以下同じ。）又は父子家庭の父（法第6条第2項に定める配偶者のない男子で現に児童を扶養している者をいう。以下同じ。）であって、次の受給要件の全てを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は同手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 過去に訓練給付金の支給を受けていないこと。
- (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

(対象講座)

第5条 訓練給付金の対象となる教育訓練講座（以下「対象講座」という。）は、次の各号に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号の規定に基づく一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法第60条の2第1項及び雇用保険法施行規則第101条の2の7第1号の2の規定に基づく特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

- (3) 雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項及び雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 7 第 2 号の規定に基づく専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）

（支給額等）

第 6 条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者 当該対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。以下「教育訓練経費」という。）の額に 100 分の 60 を乗じて得た額（その額が 20 万円を超えるときは、20 万円とし、1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者 教育訓練経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額（その額が修学年数に 40 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 40 万円を乗じて得た額（この場合 160 万円を超えるときは、160 万円）とし、1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- (3) 受講開始日現在において前各号に該当しない者 前各号に定める額から雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が 1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）

（母子・父子自立支援プログラム策定）

第 7 条 訓練給付金を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、事業を利用するにあたり、申請前に予め、川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要領に定める川崎市母子・父子自立支援プログラム策定事業に基づき、母子・父子自立支援プログラム策定員の面談を受け、自ら受講しようとする講座に係る自立支援計画書の策定をされなければならない。

（対象講座の指定等）

第 8 条 支給申請者は、自らが受講しようとする対象講座について川崎市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（第 1 号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前に予め、市長から対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合は、次条の規定による審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否を決定し、その旨を支給申請者に対し川崎市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（第 2 号様式）により通知しなければならない。
- 3 受講対象講座指定の申請には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。
 - (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本並びに世帯全員の住民票の写し（いずれも発行後 3 か月以内のものとする。）

- (2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母若しくは父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数等についての証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第3号様式）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（いずれも発行後3か月以内のものとする。）並びに養育費に関する申告書（第4号様式）
- (3) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡婦控除のみなし適用対象者（児童扶養手当施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であったときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等
- 4 受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受講開始日現在において第4条に定める対象者であつて、受講した対象講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、前条に定める自立支援計画書の策定及び第1項に定める対象講座の指定は、第11条第1項に定める訓練給付金の支給申請までに行えば足りるものとする。
- 5 前項に該当する者が対象講座の指定を申請する場合は、受講開始日現在において第4条に定める対象者であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

（審査）

第9条 市長は、川崎市自立支援教育訓練給付金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、第7条の規定による自立支援計画書並びに前条の規定による受講対象講座指定申請書及びその添付書類に基づき、受給要件の審査を行うものとする。

2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長
- (2) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当課長
- (3) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当係長

（対象講座の指定の取消し）

第10条 支給申請者が、対象講座の指定後に対象講座の受講を取りやめた場合又は受講を途中でやめた場合は、対象講座の指定を取り消すものとする。

（訓練給付金の支給等）

第11条 支給申請者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書（第5号様式。以下「支給申請書」という。）を提出して訓練給付金の支給を申請するものとする。

2 支給申請書の提出は、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受

給資格者にあつては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内、それ以外の申請者にあつては、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

3 支給申請書の提出に際しては、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (2) 教育訓練施設の長が、支給申請者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書又はそれに代わるもの
- (3) 公共職業安定所が教育訓練給付金の額を証明する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（第6条第3号に掲げる対象者に限る。）

4 講座修了日時点において第8条第3項各号又は第8条第5項に規定する添付書類の内容に変更がある場合は、支給申請書の提出に際して変更後の書類を添付しなければならない。

（支給の決定）

第12条 市長は、前条の規定による支給申請書の提出があつた場合は、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を支給申請者に対して川崎市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、支給申請者が、支給申請内容について虚偽の申告を行った場合は、支給決定を取り消し、既に支給した訓練給付金があるときは、支給申請者から返還させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合には、全部又は一部の返還を免除できるものとする。

（その他の事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月15日から適用する。
- 2 平成16年6月1日から平成16年8月31日までに、対象講座として第6条に規定する講座を受講して、平成16年11月30日までに同条に規定する受講対象講座指定申請、及び第9条に規定する給付金支給申請を、申請者が行った場合には、第6条第1項及びの規定にかかわらず本要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(支給額等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前に対象講座の受講が修了した者に係る訓練給付金の支給額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(支給額等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前に対象講座の受講が修了した者に係る訓練給付金の支給額については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第 1 号様式及び第 3 号様式にて提出された申請書については、改正後の様式にて提出されたものとみなす。
- 4 第 7 条に定める自立支援計画書の策定及び第 8 条第 1 項に定める対象講座の指定を受けた雇用保険受給資格者は、平成 29 年 10 月 31 日までに限り、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、訓練給付金の支給を申請することができる。
- 5 前項に該当する者が訓練給付金の支給を申請する場合は、講座修了日時点において第 4 条に定める対象者であることを明らかにする書類を添付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(支給額等に関する経過措置)
- 2 この要綱の適用前に対象講座の受講が修了したものに係る訓練給付金の支給額については、従前の例による。
(様式に関する経過措置)
- 3 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和 4 年 12 月 16 日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した様式で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 7 月 18 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
(帳票に関する経過措置)
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市自立支援教育訓練給付金事業 受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者氏名

㊟

(自署の場合は印は不要です。)

私が受講を予定する次の講座について、川崎市自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

なお、申請に当たり、受給要件に限って、申請者の都道府県民税又は市町村民税課税状況、児童扶養手当受給状況及び雇用保険法における教育訓練給付金の受給状況を、市長が確認し、及び取得することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	_____年
	個人番号		_____月_____日生 (____歳)
②住所	(〒 _____)	電話 (_____)	_____
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	_____年_____月_____日 ~ _____年_____月_____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 _____ 円、受講料 _____ 円	合計額	_____ 円
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある ・ ない (いずれかに○をつける)		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある ・ ない (いずれかに○をつける)		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	_____年
	個人番号		_____月_____日生 (____歳)
	住所(別居の場合)		
申請者の地方税上の扶養親族に該当する ・ しない			
⑩児童扶養手当の受給の証明等	ア. 児童扶養手当証書の写しまたはそれに類する書類を添付する イ. 児童扶養手当を受給していることの証明を以下のとおり受けている ウ. (児童扶養手当を受給していないため) 所得額を証明する書類を添付することにより、当事業の対象所得水準にあることを証明する (いずれかに○をつける)		
	イ. について、上記の申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 _____ (担当者氏名)		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)

2 支給額は、入学科及び受講料の合計額の 60%相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。

4 **所要費用については、講座の受講にあたり予定される標準的な金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。**

5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。

6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」の欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。(1) 現に扶養する 20 歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。(2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治 29 年法律第 89 号)上の婚姻をいう。)

8 「⑩児童扶養手当の受給の証明等」の下の証明欄は、各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）・各地区健康福祉ステーションの児童扶養手当事務担当者が確認の上、記入します。その場合は、児童扶養手当証書の写しを添付する必要があります。

9 支給申請内容に虚偽の申告があった場合は、講座指定決定を取り消します。

川崎市自立支援教育訓練給付金事業
受講対象講座指定通知書

年 月 日

様

川崎市長

印

先に提出のありました川崎市自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査しましたところ、次のとおり（指定しました・指定できませんでした）ので通知します。

①氏名	フリガナ -----	生年月日	_____年 _____月_____日生
②住所	(〒 -)	電話 ()	-
③決定内容	指定 ・ 非指定		
④ 指 定 内 容	教育訓練施設の名称		
	教育訓練講座の名称		
	教育訓練の期間	_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 (受 講 開 始 日)	
	所要費用 (予定)	入学料 _____円、受講料 _____円	合計額 _____円
⑤非指定理由			
(備考)			

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や、希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 支給額は、入学料及び受講料の合計額の60%相当額（限度額20万円）です。
雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については、講座の受講にあたり予定される標準的な金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練講座の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、その旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書」に必要書類を添付して支給申請手続を行うことが必要です。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者氏名

㊟

(自署の場合は印は不要です。)

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号		住所(別居の場合)			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

養育費に関する申告書

○ 養育費は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条及び第29条の規定により、自立支援教育訓練給付金における所得となりますので、正確に申告してください。

○ 養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。一般的にいえば、未成熟子(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまでに要する費用で、衣食住に必要な経費(家賃、光熱費、教育費、医療費など)です。

※ 養育費かどうか分からない場合は、御相談ください。

○前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。)の1月から12月までの1年間に受け取った養育費について、記入してください。

○養育費を受け取っていない場合は、合計欄に「0」と記入してください。

○前夫又は前妻が複数いる場合は、分けて記入してください。

養育費を支払った者の氏名	受取名義人	前年に受けた養育費の額	子ども数	調停・公正証書等公的文書の有無	その他受け取り状況 (年に1回、毎月〇〇円、子ども一人につき〇〇円等)
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
	母・父・子ども	円			
合計	母又は父	円			
	子ども	円			

上記のとおり、申告します。

年 月 日

氏名

印

(自署の場合は印は不要です。)

川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

申請者氏名

(印) 自署の場合は印は不要です。

川崎市自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、受給要件の確認に限って、申請者の都道府県民税又は市町村民税課税状況、児童扶養手当受給状況及び雇用保険法における教育訓練給付金の受給状況を、市長が確認し、及び取得することに同意します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	_____年
	個人番号		_____月_____日生 (____歳)
②住所	(〒 _____)	電話 (_____) _____	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の施設の長が証明した教育訓練期間	_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 (受講開始日)		
⑥実際の所要費用	入学料 _____円、受講料 _____円	合計額 _____円	
⑦雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額	_____円		
⑧希望される支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (カタカナで記入)		
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	_____年
	個人番号		_____月_____日生 (____歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する ・ しない		
⑩添付書類	受講対象講座の指定申請時に添付した書類・証明から変更が ある ・ ない (あるに○をした場合は該当するものについての書類・証明を添付する。変更は、年度更新等によるものも含む。)		
⑪児童扶養手当の受給証明 (指定申請時から変更があり、かつ証書の写しを添付しない場合)	上記の申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		
(備考)			

(注意)

- 支給申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑧希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。
- 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」の欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。(1)現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。(2)婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 「⑪児童扶養手当の受給証明」欄は、各区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)・各地区健康福祉ステーションの児童扶養手当事務担当者が確認の上、記名します。その場合は、児童扶養手当証書の写しを添付する必要はありません。

川崎市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

年 月 日

様

川崎市長



先に提出のありました川崎市自立支援教育訓練給付金支給申請書に基づき審査しましたところ、次のとおり決定しましたので通知します。

①受給資格者番号			
②氏名	フリガナ	生年月日	_____年 _____月_____日生
③住所	(〒 -)	電話 () -	
④教育訓練施設の名称			
⑤教育訓練講座の名称			
⑥教育訓練の期間 (教育訓練の施設の長の証明による)	_____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日 (受講開始日)		
⑦所要費用として認定した額	_____円		
⑧支給決定額	_____円		
⑨申請却下	却下理由		

(注意)

支給申請内容に不実又は虚偽の申告があった場合は、支給決定を取り消し、すでに支給している川崎市自立支援教育訓練給付金は返還となります。